

令和8年度 消防設備士義務講習実施要領

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定による工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次により実施します。

1. 受講対象者

消防設備士免状の交付を受けている者

- ア. 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者
 - イ. 消防設備士講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者
- ※受講期限内に受講しない場合は、加点対象となりますので注意してください。

2. 講習区分及び講習実施日、講習会場、受付期間

講習区分	講習日	講習会場	受付期間
消火設備 甲乙1・2・3類	令和8年 9月16日(水)	千葉県電工会館【3F 講習室】	令和8年 7月27日(月)～31日(金)
	令和9年 2月15日(月)		令和8年 11月19日(木)～26日(木)
警報設備 甲乙4類・乙7類	令和8年 9月14日(月)	ポートプラザちば	令和8年 7月27日(月)～31日(金)
	令和9年 2月16日(火)	千葉県電工会館【3F 講習室】	令和8年 11月19日(木)～26日(木)
避難設備・消火器 甲乙5類・乙6類	令和8年 9月15日(火)	ポートプラザちば	令和8年 7月27日(月)～31日(金)
	令和9年 2月17日(水)	千葉県電工会館【3F 講習室】	令和8年 11月19日(木)～26日(木)

※受付期間内であっても定員に達し次第、締切ります。受付は先着順です。

3. 講習科目

- (1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
- (2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

※ 講習終了後効果測定を行います。

4. 講習科目の一部免除

講習（科目免除を受けた講習を除く）を修了したのち6ヶ月以内に他区分の講習を受ける場合は、前記の3(1)科目の免除を受けられます。（※注：効果測定問題は免除になりません。）

科目免除を受けた方の受付は、午後0時10分からとなります。

※時間割は受講票裏面にてご確認ください。

5. 受講手数料

7,000円（千葉県収入証紙を申請書の手数料欄に貼り付けること。ただし割印等をしないこと。）

販売場所 千葉県庁、各千葉県地域振興事務所等

※理由の如何を問わず返却できませんので、ご了承ください。

※千葉県収入証紙の販売は、令和8年12月末で終了します。

6. 受講申請について

提出書類

- (1) 受講申請書 1枚 (写真貼付)

なお、写真は申請書提出前6ヶ月以内に撮影したもの(縦4cm、横3cmの脱帽、正面上半身像無背景)とし、受講申請書写真欄に貼ること。デジタルカメラ撮影のものでも可。

- (2) 受講票 1枚
- (3) 表面と裏面の免状の写し
- (4) 返信用封筒(宛名と宛先を明記し、封筒の大きさに合わせた料金の切手を貼ってください)
また、受講申請書と受講票の氏名及び免状の情報欄は、免状記載のとおりに入力してください。

書き方について

- (1) 「受講申請書」「受講票」「免状の写し」は各受講区分ごとに1枚ずつ提出してください。
- (2) 太枠内をすべて記入してください。
- (3) 取得している「消防設備士免状」の種類、交付年月日、交付番号、交付知事は、免状記載のとおりに入力してください。
- (4) 講習科目の一部免除を申請する方は「受講申請書」と「受講票」の左下にある該当欄に入力してください。

送付先

(一社) 千葉県消防設備協会

〒260-0005 千葉市中央区道場南1-9-15 千葉県電工会館2階

電話 043-306-3871

※申請は原則、簡易書留により提出してください。定員になり次第締切ります。

※受付開始日より前に到着した場合は着払いで返却します。あらかじめご了承ください。

※書類の不備・不足があった場合は受付できません。

交通のご案内

ポートプラザちば

〒260-0026 千葉市中央区千葉港8-5



◎JR京葉線/千葉都市モノレール「千葉みなと駅」より徒歩1分

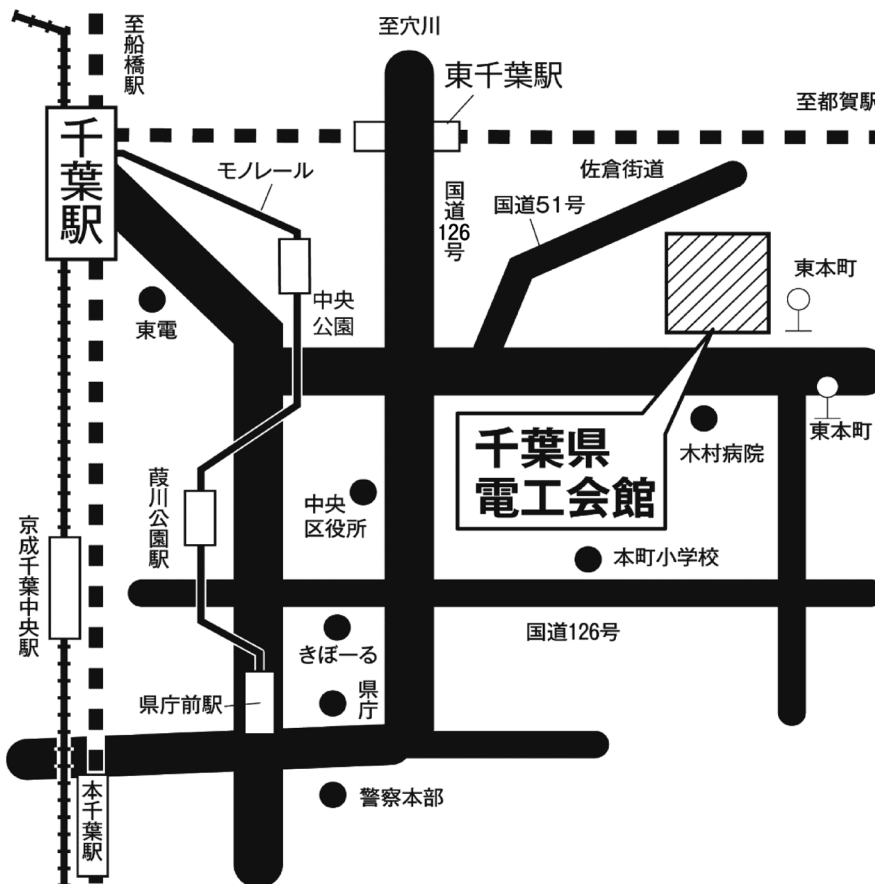
★講習当日は、公共の交通機関をご利用ください。

講習当日は、自家用車での来場は御遠慮ください。

交通のご案内

千葉県電工会館

〒260-0005 千葉市中央区道場南1-9-15



◎JR千葉駅よりバス〈千葉駅東口8番乗り場より〉

京成バス（千05・千06）御成台車庫 行き
（千07）市営霊園 行き

「東本町」にて下車 徒歩0分

★講習当日は、公共の交通機関をご利用ください。

講習当日は、自家用車での来場は御遠慮ください。

令和8年度消防設備士 講習受講申請書

受講番号	※
受講区分	受講する区分に○をつけてください (消火) (警報) (避難消火器)
講習年月日	受講を希望する日をご記入ください 令和 年 月 日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

令和 年 月 日

申請者
氏名

消防法第17条の10の規定により、次のとおり講習を受講したいので申請します。

写真ちょう付	本籍	都道府県 (本籍は都道府県名のみ)
縦4cm×横3cm ※写真がはがれないように貼付してください。	住所	〒 -
	(ふりがな)	
	氏名	昭平 年 月 日生
	日中連絡が取れる電話番号	

受講者が工事整備対象設備等の工事又整備に従事している事業所の名称、所在地及び連絡先	勤務先電話
---	-------

講習科目の一部免除申請者のみ記入 (6ヶ月以内に他区分の講習を受講した方が対象です)			消防設備士免状 講習に該当する免状の種類のみ記入					
6ヶ月以内に「受講した」または「受講する予定」の消防設備士講習の講習区分	講習区分の名称	特殊消火 警報 避難等	免状の種類		免状交付 年 月 日	交付番号	免状交付 知 事	
	受講年月日	R . .	指定区分	甲乙別				
	受講都道府県名			第1類	甲・乙	昭平令 . .		
				第2類	甲・乙	昭平令 . .		
				第3類	甲・乙	昭平令 . .		
				第4類	甲・乙	昭平令 . .		
				第5類	甲・乙	昭平令 . .		
				第6類	乙	昭平令 . .		
※ 科目免除結果欄	可・条件付可・不可		第7類	乙	昭平令 . .			

※ 受付欄	※ 経過欄	※ 手数料欄
千葉県収入証紙7,000円分をお貼りください		

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 受講申請者は※印の欄に記入しないこと。
 - 「甲乙別」欄には、甲・乙のいずれかに○を付すること。
 - ご記入いただいた情報は、消防設備士義務講習における名簿の作成及び講習履歴のデータベースの作成として利用するため、免許記載のとおり記入すること

令和8年度消防設備士 講習受講票

		受講番号	※						
		受講区分	受講する区分に○をつけてください (消火) (警報) (避難消火器)						
		講習年月日	受講を希望する日をご記入ください 令和 年 月 日						
講習会場		ポートプラザちば 千葉県電工会館 (どちらかに○をつけてください)							
本籍		都道府県 (本籍は都道府県名のみ)							
住所		〒 -							
(ふりがな)									
氏名									
生年月日		昭平 年 月 日生							
受講者が工事整備対象設備等の工事又整備に従事している事業所の名称及び所在地		勤務先電話							
講習科目の一部免除申請者のみ記入 (6ヶ月以内に他区分の講習を受講した方が対象です)			消防設備士免状 講習に該当する免状の種類のみ記入						
6ヶ月以内に「受講した」または「受講する予定」の消防設備士講習の講習区分	講習区分の名称	特殊 警報	消火 避難等	免状の種類 指定区分 甲乙別		免状交付 年月日	交付番号	免状交付 知事	
	受講年月日	R . .		第1類	甲・乙	昭平令		
	受講都道府県名				第2類	甲・乙	昭平令	
					第3類	甲・乙	昭平令	
					第4類	甲・乙	昭平令	
					第5類	甲・乙	昭平令	
					第6類	乙	昭平令	
	※ 科目免除結果欄	可・条件付可・不可		第7類	乙	昭平令		

- 備考
1. 受講者は、受付されたこの受講票を持参すること。
 2. 受講当日は、現在所有している消防設備士免状を必ず持参すること。
 3. 受講の実施方法については、係員が説明しますから規律正しい態度で受講すること。
 4. 筆記具（鉛筆、消しゴム等）。
 5. 講習当日は、自家用車両での来場はご遠慮ください。
※印欄は記入しないこと。

※ 受付欄

講習時間割

受付時間	8:45～9:10
講習説明	9:10～9:15
1. 工事整備対象設備等関係法令 及び防火に関する他法令等に関する事項	9:15～11:45
昼食	11:45～12:30
2. 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項	12:30～16:30
3. 講習効果測定及び結果発表	16:30～17:10

終了

消防設備士義務講習受講上の注意事項

受講当日について

- (1) 受講当日は、消防設備士免状、受講票、筆記具を必ず持参してください。
- (2) 車での来場はご遠慮ください。
- (3) テキストは当日配布します。
- (4) 原則として遅刻は認められませんが、電車の遅延等、やむを得ず遅刻する場合や欠席する場合には、(一社)千葉県消防設備協会(043-306-3871)へ必ずご連絡ください。

災害等による中止や日程等の変更の場合について

災害等により中止もしくは会場や日程の変更をする場合には、緊急情報として千葉県防災危機管理部消防課及び(一社)千葉県消防設備協会のホームページに掲載します。

特に、気象庁が発表する特別警報等の防災情報に対応する場合の緊急情報は、講習開始時間の2時間前までに千葉県防災危機管理部消防課ホームページに掲載します。